2026年11月13日

各　位

会社名　三　洋　貿　易　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　　新谷　正伸
（コード番号：3176 東証プライム市場）
問合せ先　管理部門担当取締役　　大谷　隆一
（電話番号：03-3518-1111）

米国子会社財務責任者による不正行為に係る再発防止策の策定及び関係者の処分等に関するお知らせ

当社は、2026年11月9日付「特別調査委員会の調査報告書受領及び公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、連結子会社であるSanyo Corporation of America（以下「SCOA」といいます。）の元財務責任者（以下「SCOA対象者」といいます。）によるSCOAの資金の私的流用に関し、特別調査委員会から調査報告書を受領し、その公表版を開示しております。

当社は、当該調査報告書において指摘された発生原因及び再発防止策に関する提言等を踏まえて検討を行い、本日開催の臨時取締役会において、再発防止策を決議するとともに、取締役から役員報酬の自主返上の申出を受けました。また、連結子会社において関係者の処分を行いましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

本件を受け、取締役会は、海外子会社を含むグループ内部統制及び業務執行に対する監督責任を重く受け止めております。

当社は、特定の役職員による統制の無効化、証憑の改ざんその他の不正行為が行われる可能性も考慮した統制を構築し、その実効性を継続的に検証することにより、再発防止を徹底してまいります。

株主及び投資家の皆様、お取引先をはじめとするステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

記

１．原因分析

特別調査委員会の調査報告書では、SCOAにおける本件不正送金に加え、グループ会社を対象とした本調査の過程で判明した三洋機械工業株式会社（以下「三洋機械工業」といいます。）における不正出金についても、その直接的原因として、SCOA対象者及び三洋機械工業において不正出金を行った者（以下「三洋機械工業行為者」といいます。）それぞれの個人的事情が指摘されています。さらに、両事案の発生及び発見の遅れに共通する組織的要因として、いわゆる「スリーラインモデル」の観点から、当社グループのリスク管理及び内部統制の欠陥・脆弱性が指摘されています。その概要は以下のとおりです。

① 第１線（国内・海外子会社）における自律的リスク管理及び統制活動の不全

- SCOA では、退職者の ID 及び物理トークンの残置等により、承認者である SCOA 対象者が申請者 ID も行使できる状態にあるなど、申請・承認の職務分掌が機能しない出金が結果的に可能となっていました。
- 三洋機械工業では、現預金管理の主要工程が三洋機械工業行為者である経理担当のパート職員１名に長年専従化し、出金権限の管理や上司等による確認・牽制も不十分でした。
- 重要拠点責任者の選任、赴任前教育及び赴任後の適格性確認に関するガバナンスが十分ではありませんでした。特に SCOA では、2026 年５月の制裁処分後も、SCOA 対象者の決裁権限の見直し、異常事項のエスカレーションルートの整備、定期預金残高の確認頻度の引上げ等の具体的な監視強化策が講じられず、不正を早期に把握できませんでした。

② 第２線（本社財経部）による不正リスク対策及び管理・モニタリングの不足

- 海外子会社について、オンラインバンキングの複数 ID 承認機能に依拠し、ID・トークン管理等に関するグループ共通の基本ルールの明定及び遵守状況の検証が不十分でした。
- 国内子会社について、日次の残高把握に依拠し、権限分配や業務フローに関する踏み込んだルール整備・指導が不十分でした。
- SCOA 対象者及びその上長に対する制裁処分後は、不正リスクを再評価し、より能動的な管理・モニタリングを行うべき状況にありましたが、ID・トークンの使用・保管、送金権限、決裁権限及び管理監督プロセスの再設計にまでは至っていませんでした。

③ 第３線（内部監査室）による評価、改善機能の不十分性

- SCOA の実地往査において退職者 ID の存置を把握しながら、その失効手続、利用状況及び物理トークンの管理状況について十分な追跡・確認を行いませんでした。また、三洋機械工業の実地往査では、三洋機械工業行為者へのヒアリングに依拠し、預金口座管理におけるダブルチェックの欠如を指摘できませんでした。
- 海外子会社に対する年１回の自己点検は、チェックリストであり、その回答内容の分析や実地往査への活用も十分ではなかったため、回答と実態との乖離を見抜くことができませんでした。
- 内部監査の独立性を重視する一方で、第２線である本社管理部門、監査等委員会及び外部会計監査人との情報共有・連携が十分ではなく、把握したリスク情報をグループ全体の統制改善につなげる機能が十分に発揮されていませんでした。

２．再発防止策の概要

当社は、特別調査委員会の提言を踏まえ、各拠点の規模、人員構成及び事業特性等を総合的に勘案し、以下の骨子及び視点に基づく再発防止策を策定いたしました。管理部門担当取締役の責任と権限のもと、財経部、経営企画部、人事部、IT ソリューション部、企業文化・コンプライアンス推進室及び内部監査室を中心に、具体的な制度設計と業務プロセスへの落とし込みを進めてまいります。

再発防止策の実施期限は、下記の（１）及び（２）のうち緊急性の高い項目（①認証手段及びアクセス権限の適切な管理や②承認プロセスの見直し等）については 2026 年 12 月末まで、（１）及び（２）

の全体については 2027 年３月末までに完了させる予定です。また、下記の（３）及び（４）についても、早期に着手の上、2027 年９月末までの定着化を図るべく取り組んでまいります。

これら再発防止策の遂行状況は、取締役会及び監査等委員会が継続的に確認し、必要に応じて不断に改善・更新します。また、2027 年３月末までの対策の実施状況について、2027 年５月を目途に中間報告を行い、2027 年 11 月を目途に最終報告を実施します。

なお、当社は本件不正が発覚した当時（2026 年９月）から本日まで、緊急の暫定措置及び不正に対する意識向上を目的として、以下の対応を進めてきました。今般の再発防止策は、これらの対応に加えて講じるものです。

- 代表取締役社長による、グループ会社を含む役員及び従業員への注意喚起メッセージの複数回にわたる発信
- SCOA における送金の申請プロセスと承認プロセスの完全分離及びトークン管理の厳格化
- 三洋機械工業における法人キャッシュカードの暗証番号と引出限度額の変更
- 全グループ会社のオンラインバンキングにおけるユーザーID 及び権限の把握

（１）現預金等管理体制・業務プロセスの抜本的見直し

第１線（特に国内・海外子会社）における自律的なリスク管理機能の不足及び現預金管理に係る統制の脆弱性を踏まえ、グループ全拠点を対象に、現預金管理体制及び関連業務プロセスを抜本的に見直します。各拠点の規模、人員体制、取引実態等に応じ、①職務分掌を図り特定個人への過度な権限集中を回避すること、②複数者による承認・牽制が実質的に機能する仕組みとすること、③社内の帳簿・システム情報のみに依存せず、外部原資料や証憑との照合等により取引や資産の実在性・正確性を検証すること、を基本的な考え方として、より厳格な統制を構築します。

また、各国法令、税務及び事業運営上必要な手元流動性を踏まえ、資金の効率的な運用のみならず不正防止の観点からも、グループ会社の余剰資金を本社へ集約する運営を従来以上に推進してまいります。

① 認証手段及びアクセス権限の適切な管理

オンラインバンキングの認証情報、銀行口座、通帳、キャッシュカード、暗証番号等の管理方法及び権限付与のあり方を点検し、不要となった ID の速やかな失効、ID 及び権限の一覧管理、人事情報との定期的な照合、長期間使用されていない ID の取扱い等に関する詳細な管理ルールを定めます。

非常用又は共用 ID は、操作主体や責任の所在が不明確となり、不正の発見を困難にするおそれがあるため、原則として禁止します。例外的に設ける場合は、権限を必要最小限とし、単独で重要な取引を完結できない仕組みとした上で、利用状況を事後的にも検証できるよう操作記録を確保します。

物理トークン、通帳、暗証番号・パスワード等について、アクセスできる個人の限定、個人認証、保管・授受の方法等を含め、不正利用を防止する観点から管理方法を厳格に規定の上、運用を徹底します。

② 実効性ある職務分掌及び承認プロセスの確立

職務分掌を改めて点検の上、送金の申請者及び承認者と会計処理担当者を明確に分離することを徹底し、特定の者に権限が過度に集中しない業務フローを再構築します。

送金のみならず、その原因となる契約締結、発注、借入れ、投資等についても、金額、性質及びリスクに応じた決裁権限の遵守状況をモニタリングできる体制を整備します。また、新規取引先への送金、振込先口座の変更、高額又は臨時の送金、通常と異なる国・地域又は口座への送金、役職員に対する非

定型的な高額送金等、不正リスクが相対的に高い取引については、上位者による追加確認や取引先への直接照会等を行う仕組みを設けます。

承認に際しては、システム上の承認操作にとどめず、契約書、発注書、請求書、検収記録等の原証憑に基づき、取引の実在性及び支払先、金額、支払条件等の整合性を厳格に確認することを徹底します。

財務責任者や経理担当者について、一定期間ごとのローテーションを実施するとともに、定期的に担当業務を棚卸しし、第三者による確認・検証を行います。

③ 社内情報から独立した検証手続の導入

担当者による帳簿・システムへの虚偽又は不正確な入力や、確認資料の改ざんの可能性を念頭に、社内システム上のデータや担当者から提出された資料のみに依存せず、独立した情報源に基づいて検証する運用を周知・徹底します。

預金残高については、銀行発行の残高証明書、取引明細、通帳等の原資料と照合し、重要性が高い又は金額の大きい口座については、銀行から直接取得した資料、銀行の電子交付システム上の情報、銀行への直接照会等による確認も行います。重要な取引先からの請求内容についても、真正性を確認できる原証憑（電子データを含みます。）により確認します。

銀行口座残高と会計帳簿との照合は、資金移動を行う者とは別の者が行い、その結果を上位者等がレビューするなど、独立性を確保した方法とします。長期未処理項目、異常な振替、説明困難な入出金等は、不正又は誤謬の兆候となり得ることを踏まえ、適時かつ適切に確認・報告する仕組みを設けます。

（2）本社管理部門によるグループ統制及びモニタリング機能の強化

本社財経部をはじめとする本社管理部門は、国内・海外の各拠点における預金管理に関する不正リスク対策の観点から、グループ共通のルール（ID 及びトークンの管理、権限の分離、残高及び入出金の照合・報告、権限の変更の記録等）を策定し、各拠点に周知・徹底します。

① グループ共通の管理基準・ポリシー・手続等の策定・浸透

グループ各社に共通して適用する最低限の現預金管理基準やポリシーを定め、その遵守状況を本社財経部が継続的に把握・検証する仕組みを整備します。

専門人材が限られる拠点であっても、財務責任者や経理担当者など特定個人に過度に権限や業務プロセスを集中させないよう、本社財経部が主導し、各拠点の権限分配及び業務フローを再点検します。一人の責任者又は担当者が、取引の発生、承認、送金、会計記録及び残高確認の全部又は大部分を実質的に支配することのない体制を構築し、三洋機械工業のように長期間にわたり同一人が唯一の担当者として経理業務を専担する体制は回避します。

この点、拠点単独での職務分掌が困難な場合には、本社によるリモート承認や事前協議制度など、補完統制を本社主導で配備します。

海外拠点の財務責任者をはじめとする責任者の選任に当たっては、客観的な情報に基づく適格性要件を本社管理部門が設定し、定められた手続に基づく審議を経て決定します。さらに、選任・赴任後も定期的に適格性を再評価し、要件を満たしていないことが判明した場合には、速やかに適切な人事異動その他必要な措置を講じます。

② リスク事象発生時等における能動的リスク管理や是正措置の制度化

制裁処分の発令など内部統制上のリスク事象を把握した場合には、本社管理部門、特に財経部が不正リスクを直ちに再評価し、制裁処分を受けた者の決裁権限の制限、現地実査、拠点長に対する管理改善指示等の能動的なリスク管理、モニタリング及び是正措置を速やかに講じ得る体制を整備します。

③ コンプライアンス関連の取組の強化

経営陣がコンプライアンスを重視し、不正対策に重点的に取り組む旨のメッセージを継続的に発信します。必要な社内規程・手続を整備するとともに、第１線の管理職から現場職員に至るまで、研修等を通じてグループ全体にコンプライアンスの重要性を理解・浸透させます。

内部通報制度が有効に機能するようグループ全体で再整備し、職制上のレポーティングライン以外の情報伝達ルートを確保して、コンプライアンス違反や不正リスク情報がよりスムーズに伝達される体制と組織風土を再構築します。

（３）内部監査機能の高度化

第１線及び第２線の取組に加え、これらを監査し、改善につなげる第３線の役割は重要であり、内部監査機能の高度化を再発防止の核と位置付けます。

① 内部監査規程に則った適正な監査業務と内部統制評価の遂行

内部監査規程に基づき、リスクベースでの監査計画立案と監査実施、遅滞のない調書・報告書の作成、指摘事項に対する改善状況のフォローアップ監査等を厳格に遂行します。

国内・海外子会社における預金管理やオンラインバンキングの ID 等の管理状況の監査を重点項目と位置付け、限られた監査資源を重大な不正リスクへ配分する監査手続を徹底します。実地往査では、ヒアリングや書面確認にとどめず、必要に応じて通帳・証憑の原本やシステム登録情報の直接確認等の実証手続を組み合わせます。

② 第２線や三様監査での有機的協働の確保

内部監査の独立性は、客観的な評価・報告を担保するためのものであり、リスク管理機関間の情報遮断やコミュニケーション阻害を意味するものではないとの理解に基づき、内部監査室は、第２線（本社管理部門）との必要な情報連携を円滑に行うとともに、監査等委員会に対する報告・エスカレーションラインを十全に機能させます。

監査等委員会及び外部会計監査人との三様監査連携を強化し、相互補完的にグループ全体の監査実効性を高める体制を再構築します。あわせて、内部監査室の人員体制や専門性を強化します。

（４）管理部門・機能等の強化と人材育成

管理部門に必要な資源を投じるという経営の姿勢を明確にします。リスク管理、不正リスク対策及び内部統制の実効性を確保する管理部門・機能の強化と、それを担う人材の育成を重要課題と位置付け、長期的な観点での経営管理層の育成計画の策定にも取り組みます。

プライム上場会社及びそのグループ会社として、グループのリスク管理体制・内部統制システムの構築・強化は必須の取組であるとの認識のもと、経理・財務人材の育成に加え、コンプライアンス及び不

正リスク対策に取り組む人材の確保及び内部監査室の強化に取り組みます。人材の確保が難しい場合には、外部専門家のリソースも活用します。

３．取締役報酬の自主返上及び関係者の処分

下記の取締役から、本件を重く受け止め、役員報酬を自主返上する申出がありました。また、連結子会社である三洋機械工業は、同行為者に対し、就業規則に基づき懲戒処分を行いました。その内容は以下のとおりです。

（1）取締役

代表取締役社長	新谷　正伸	月額役員報酬の 50%を３か月間返上
管理部門担当取締役	大谷　隆一	月額役員報酬の 50%を３か月間返上
事業部門担当取締役　兼　広報・IR 室長	難波　嘉己	月額役員報酬の 25%を３か月間返上
事業部門担当取締役	平澤　光康	月額役員報酬の 10%を３か月間返上

（2）従業員

三洋機械工業行為者（三洋機械工業株式会社の従業員）　懲戒解雇処分

なお、当社は、SCOA 対象者に対し、2026 年 11 月 9 日付「特別調査委員会の調査報告書受領及び公表に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、既に懲戒解雇処分としております。

以　上